

2 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

開発途上国の「質の高い成長」には、一人ひとりの権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事し、公正かつ安定的に運営される社会という基盤が必要です。そうした基盤強化の観点から、自由、民主主

義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和と安定、安全の確保が重要となります。

2-1 公正で包摂的な社会の実現のための支援

(1) 法制度整備支援・経済制度整備支援

自助努力による国の発展の基礎を築くには、インフラ（経済社会基盤）の整備とともに、法の支配の確立、グッドガバナンス（良い統治）の実現、民主化の促進・定着、女性の権利を含む基本的人権の尊重等が鍵となります。この観点から、法の整備や、法曹、矯

正・更正保護を含む司法関係者の育成等の法制度整備支援、税制度の整備や税金の適切な徴収と管理・執行、公的部門の監査機能強化、金融制度改善等の人づくりも含めた経済制度整備支援が必要です。

< 日本の取組 >

日本は、法制度支援・経済制度支援の一環として、法・司法制度改革、地方行政、公務員の能力向上、内部監査能力強化や民法、競争法、税、内部監査、公共投資の制度などの整備に関する人材育成を含めた支援を、カンボジア、ベトナム、ミャンマー、ラオス、インドネシア、バングラデシュ、東ティモール、ネパール、コートジボワールなどの国々で行っています。この分野への支援は、日本と相手国の「人と人の協力」の代表例であり、日本の「顔の見える開発協力」の一翼を担っています。

また、これにより開発途上国の法制度・経済制度が整備されれば、日本企業がその国で活動するためのビジネス環境が改善されることとなり、その意味でも重要な取組です。法制度・経済制度整備への支援は、日本のソフトパワーにより、アジアをはじめとする世界の成長を促進し、下支えするものです。

法務省では、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）を通じて、アジア・太平洋地域を中心とした開発途上国の刑事司法実務家を対象に、毎年国際研修（年2回）と国際高官セミナー（年1回）を実施しています。毎回国連をはじめとする国際社会での重

要課題を取り上げ、変化するグローバル社会への対応を図ってきました。春の国際研修では主として犯罪防止や犯罪対策の問題を、秋の国際研修では主に犯罪者の処遇の問題を、そして、国際高官セミナーでは、広く刑事司法に関する問題を取り上げています。

ほかにも法務省では、開発途上国における基本法令や経済法令の起草支援、法制度が適切に運用・執行されるための基盤整備および法曹人材育成の強化等の目的で、法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究および専門家を派遣しての現地セミナー等を実施しています。具体的には、ベトナム、ミャンマー、ラオス、インドネシア等のアジア諸国から司法省職員、裁判官、検察官等の立法担当者や法律実務家を招聘し、各国のニーズに応じて法案の起草や法曹育成などをテーマとして研修を実施したほか、日本から専門家を支援対象国に派遣して、現地セミナー等を実施しました。

さらに、開発途上国のニーズに沿った支援を能動的かつ積極的に推進していくため、その国の法制度やその解釈・運用等に関する広範かつ基礎的な調査研究を実施して、効果的な支援の継続実施に努めています。

(2) ガバナンス支援（不正腐敗対策を含む）

開発途上国において、経済が発展する中で、公務員の収賄など汚職事件が発生し、これが国家の健全な経済成長を妨げる要素ともなっています。公正かつ安定

した社会の実現のため、援助国は開発途上国における不正腐敗対策を含むガバナンス支援にも取り組む必要があります。

< 日本の取組 >

日本は、2017年7月、国際社会における腐敗対策のための唯一の普遍的枠組みである国連腐敗防止条約を締結しました。同条約の下で、締約国は腐敗に関する法執行や、腐敗に脆弱な国に対する能力構築支援に、他国と協力し、より一層積極的に関与することが求められます。また、日本は、これまでも腐敗対策について、2016年度に約10万ドルを国連薬物・犯罪事務所（UNODC）に拠出し、国連腐敗防止条約に基づく、腐敗対策の促進および国際協力の強化を目的として同条約の各国における実施状況を審査するレビュー・メカニズムの運営を支援し、国際的な腐敗対策における課題の同定と解決に貢献しています。

法務省では、UNAFEIを通じて、アジア・太平洋地域を中心とした開発途上国の刑事司法実務家を対象

に、「汚職犯罪の収益に関する効果的な捜査の在り方」をテーマとした汚職防止刑事司法支援研修を実施しました。汚職防止刑事司法支援研修は、国際組織犯罪防止条約および国連腐敗防止条約上の重要論点からテーマを選出しており、各国における刑事司法の健全な発展と協力関係の強化に貢献しています。

ほかにも、東南アジア諸国における取組を支援するとともに、刑事司法・腐敗対策分野の人材育成に貢献することを目的として、2007年から「東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナー」を毎年1回開催しています。2017年はベトナム・ハノイで「汚職防止の成功事例：東南アジアにおけるこの10年の制度的又は実務的發展」をテーマに開催しました。

(3) 民主化支援

統治と開発への国民の参加および人権の擁護と促進といった民主主義の基盤強化は、開発途上国の中長期的な安定と開発の促進にとって極めて重要な要素です。特に、民主化に向けて積極的に取り組んでいる開

発途上国に対しては、開発協力大綱の原則の観点からも、これを積極的に支援し、選挙制度支援など民主化への動きを後押しすることが重要です。

< 日本の取組 >

2013年に開催された日・カンボジア首脳会談において、フン・セン首相から安倍総理大臣に対して、選挙改革への支援が要請されました。これを受け、日本は①技術的助言、②専門家派遣、③機材供与から成る選挙改革支援を実施し、日本やEUが中心となって、有権者リストの刷新や有権者教育等を支援した結果、選挙プロセスへの信頼が高まり、2017年6月の円滑な地方選挙につながりました。

東ティモールに対して日本は、「社会的包摂^{ほうせつ}、多層的ガバナンス及び法の支配強化のための選挙支援計画（UNDP連携）」を2016年に国連開発計画（UNDP）との間で署名し、同国の2017年の大統領選挙および国民議会選挙をはじめとした、国内の選挙の民主的かつ平和的な実施のために、選挙管理機関、ジャーナリズム、司法および警察への研修・技術支援や機材の供与等を行いました。

また、2017年3月にキルギスに対し、日本は同国の公正な選挙運営および電子化政府の基盤となる国家統一登録制度の構築を支援するために、本人確認のための生体認証データを組み込んだIDカード・パスポー

トの発行、および遠隔地における効率的な情報収集に必要な機材を搭載した専用車や情報通信技術（ICT）機材を供与する6億4,900万円の無償資金協力「電子政府システム設立のための国家統一住民登録支援計画（UNDP連携）」に署名しました。2017年10月に行われた大統領選挙では、これらの機材が有効に活用されることで、重複投票や成り済まし投票等の不正を防止することができ、同選挙は大きな混乱もなく、平和的に実施されました。

2017年9月、日本は、リベリアの大統領および下院議員選挙の公正・公平な選挙の実現を目的として、同国国家警察の治安維持体制の強化を支援するために、1億2,800万円の無償資金協力「選挙における治安の支援計画（UNDP連携）」を実施しました。

ほかにも、2018年にパキスタンで総選挙の実施が予定されていることから、2017年11月に、日本はUNDPとの間で「選挙支援計画」（6.39億円）に署名し、選挙が自由で公正かつ円滑に実施されるよう、選挙プロセスに係るパキスタン政府の能力向上を支援しています。

このような支援を通じて、選挙が公正かつ透明性を持って円滑に実施され、日本の支援がその国の平和や

民主主義の定着に寄与するとともに、国際社会の平和と安定につながることを期待されます。

●メディア支援

世界では、紛争の影響下にある国で、メディアが政治に利用されるケースも多くあります。政治家に利用されない、公正・中立・正確なメディアの育成が紛争予防の大きな課題ともなっています。

上述の2017年11月に日本が署名したパキスタンに対する「選挙支援計画」は、バランスの取れた、中立的かつ客観的な選挙報道の実施や平和で民主的な論考のため、選挙プロセスや選挙報道に係る各種研修を通じてメディア関係者の能力向上を支援しています。



ミャンマーの国营放送局の収録スタジオのオペレーションルームで、スタッフの動きを確認する林樹三郎 JICA 専門家。(写真：久野真一/JICA)



■ 中波ラジオ放送復旧計画

無償資金協力 (2015年8月～2017年8月)

中波ラジオ放送復旧計画は、2014年9月の選挙で8年ぶりに民政に復帰して以来初めての本格的なフィジーへの無償資金協力です。フィジー放送会社 (FBC: Fiji Broadcasting Corporation) の中波アンテナ、中波送信機、送信機建屋などを整備することにより、中波ラジオ放送の放送範囲の拡大と放送の安定化・品質改善を図り、それによって国民に対して災害情報等を確実かつ迅速に伝達することを目的としています。

人口約90万人のフィジーは、330の島々から構成されています。同国においては、ニュース、天気および教育等、生活に必要な情報の入手手段として日常的にラジオが使用されており、特にサイクロン等の自然災害が多い同国において、ラジオ放送は、国民に対し確実かつ迅速に災害情報を発信するための極めて重要な手段です。

現在、中波ラジオ (AM) 放送はFBCによって提供されていますが、2000年に設置された送信機は経年劣化による故障を繰り返していました。FM放送による放送サービスは継続されているものの、中波ラジオ放送に比べ受信可能範囲が狭く、災害情報などを離島部まで伝達できないため、中波ラジオ放送の早期復旧が求められていました。また、フィジー政府は「民主化及び持続的な社会経済開発2010-2014」において、情報・通信や防災を重要な政策



中波ラジオのアンテナ。(写真：JICA)

として掲げ、国民の情報へのアクセスとコミュニティの災害対応能力の向上を重要視していることから、この事業は災害情報などの確実かつ迅速な伝達に寄与することが期待されています。

この事業により、ロトウマ島域を除くフィジー全土でラジオ放送が受信可能となり、放送中断時間も年平均100時間から8時間に大幅に削減される予定です。

2-2 平和と安定、安全の確保のための支援

(1) 平和構築と難民・国内避難民支援

国際社会では、依然として民族・宗教・歴史などの違いによる対立を原因とした地域・国内紛争が問題となっています。紛争は、多数の難民や国内避難民を発生させ、人道問題や人権を侵害する問題を引き起こします。そして、紛争は長年にわたる開発努力の成果を

損ない、大きな経済的損失をもたらします。そのため、紛争の予防、再発の防止や、持続的な平和の定着のため、開発の基礎を築くことを念頭に置いた「平和構築」のための取組が国際社会全体の課題となっています。

< 日本の取組 >

2005年に設立された国際連合平和構築委員会などの場において、紛争の解決から復旧、復興または国づくりに至るまでの一貫した支援に関する議論が行われており、日本もこれまで平和構築基金に4,850万ドルを拠出しています。また、国連の場を活用し、ハイレベルでも平和構築の重要性が確認されており、2016年には岸田外務大臣（当時）がニューヨークにおいて、「アフリカにおける平和構築」に関する国際連合安全保障理事会（安保理）公開討論の議長を務めるとともに、日本は平和構築基金プレッジング会合において、当面1,000万ドル規模の拠出を目指す旨を表明しました。そのほか、2017年4月からは、日本は平和構築委員会の制度構築に関するフォーカルポイントとして議論を主導するなど、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、活発な取組を実施しています。

また、日本は、紛争下における難民の支援や食料支援、和平（政治）プロセスに向けた選挙の支援などを行っています。紛争の終結後は、日本は平和が定着す

るように、元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰（DDR）への取組を支援し、治安部門を再建させ、国内の安定・治安の確保のための支援を行っています。また、日本は難民や国内避難民の帰還、再定住への取組、基礎インフラ（経済社会基盤）の復旧など、その国の復興のための支援を行っています。さらに、平和が定着し、次の紛争が起こらないようにするため、日本はその国の行政・司法・警察の機能を強化し、経済インフラや制度整備を支援し、保健や教育といった社会分野での取組を進めています。また、これらの取組において平和構築における女性の役割の重要性に最大限配慮しています。このような支援を継ぎ目なく行うために、日本は国際機関を通じた二国間支援と、無償資金協力、技術協力や円借款といった支援を組み合わせ対応しています。

開発協力大綱において、国際連合平和維持活動（PKO）等の国際平和協力活動と開発協力との連携を強化していくことが掲げられました。国連PKO等の現場では、紛争の影響を受けた避難民や女性・子ども

ODAによる平和構築支援



継ぎ目のない支援を実施

の保護や基礎的インフラの整備など、開発に役立つ取組が多く行われており、その効果を最大化するため

● 難民・国内避難民支援

シリア等の情勢を受け、2016年末には世界の難民・避難民等の数が第二次世界大戦後最大規模となり、人道状況が厳しさを増しています。人間の安全保障の観点から、日本は、最も脆弱な立場にある人々の生命、尊厳および安全を確保し、一人ひとりが再び自らの足で立ち上がるよう自立を支援するため、難民・国内避難民支援を含む人道支援を行っています。

具体的には、日本は主に国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) や国際移住機関 (IOM) をはじめとした国際機関と連携して、シェルター、食料、基礎的生活物資等の支援を世界各地の難民、国内避難民に対し、継続的に実施しています。日本は国連世界食糧計画 (WFP)、国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA)、赤十字国際委員会 (ICRC) などの国際機関等と連携することにより、治安上危険な地域においても、それぞれの機関が持つ専門性や調整能力等を活用しつつ、難民等への支援を実施しています。

また、日本は、国際機関を通じた難民支援を行う際、日本の開発協力実施機関である JICA や民間企業

に、このような連携を推進することが、引き続き重要です。

との連携を図ることにより、目に見える支援の実施に努めています。たとえば UNHCR が行う難民支援においては、JICA と連携し、緊急支援と復興支援を連携させた支援を実施しています。

ほかにも、2000年に NGO、政府、経済界の連携によって設立された緊急人道支援組織である特定非営利活動法人「ジャパン・プラットフォーム (JPF)」(148ページ「ウ. NGOが行う事業への資金協力」を参照) が難民・国内避難民支援を行っており、2016年度には、イエメン人道危機対応支援、イラク・シリア人道危機対応、パレスチナ・ガザ人道支援、南スーダン支援などを実施しました。

2016年、日本はロンドンで開催されたシリア危機に関する支援会合において表明した、総額約3.5億ドルの支援を速やかに実施しました。この支援は、第一に特定の集団が疎外され過激化することを防ぐための包摂的なものであり、第二に人道支援と開発支援の連携を通じてシリア人に将来の復興への希望を与え受入国の負担を軽減する必要があるとの考えに基づいて、



■ パレスチナの初等教育の質向上事業 ガザ紛争後の長期化した人道危機に直面する子ども・青少年・家族の支援

日本 NGO 連携無償資金協力事業 (2016年3月~実施中) ジャパン・プラットフォーム事業 (2016年5月~実施中)

パレスチナのガザ地区では、10年以上続く経済封鎖に加えて、2014年夏のガザ紛争で多くの脆弱な人たちが被災し、困窮した生活を送っています。

日本の NGO であり、パレスチナにおいて長年支援活動を行っている「パレスチナ子どものキャンペーン (CCP)」は、ガザ地区において、子どもの基礎学力の向上や初等教育の質的向上を図るため、公立小学校や児童館で補習の授業の実施、教員の研修、教材の開発等を行っています。補習授業では、アラビア語、英語、算数、理科の各科目を詰め込み型ではなく楽しく学習することに気を配り、またレクリエーションの時間も持つことによって子どもたちが抱えているストレスを発散させ、子どもたちの健全な成長や学力の向上に大きく貢献しています。

また、CCPは、2014年のガザ紛争後の緊急人道支援の一環として、紛争被害を受けた家族への緊急物資配布、訪問診療やリハビリ器具の提供といった医療支援、子どもや青少年の居場所提供と心理サポート、道路清掃や農作業補助などの生活環境改善事業などを実施しています。物資配布や道路清掃では、パレスチナの青少年が担い手として参



タレク・ブン・ズィヤド小学校の混雑する下校時の様子。(写真: 特活パレスチナ子どものキャンペーン)

加するなど、青少年の積極的な社会参加を促すことにもつながりました。

CCPはこれらの事業と併行して、国連人口基金 (UNFPA) と連携して乳がんの早期発見と治療に向けた啓発活動や乳がん患者の心理的サポートなども実施するなど、パレスチナにおいて複合的な支援に取り組んでいます。

(2017年12月時点)

女性や若者も含めた職業訓練等を含んでいます。2011年のシリア危機発生以降、シリア、イラクおよび周辺国に対する日本の支援は、総額約19億ドル以上となりました。

2016年のG7伊勢志摩サミットにおいては、日本は「寛容で安定した社会」を中東地域に構築するため、2016年から2018年の今後の3年間で約2万人の人材育成を含む総額約60億ドルの包括的支援の実施を表明しました。これに基づいて、日本はこれまでに、食料支援、教育、電力センターおよび上下水道分野に対する支援、経済社会開発支援等の支援を着実に実施しています。この中東支援策の一つとして、日本は5年間で最大150名のシリア人留学生を受け入れ、教育の機会を提供し、将来のシリアの復興を担う人材を育成することとし、2017年には28名の留学生を受け入れました。

2016年の国連総会で開催された「難民および移民に関する国連サミット」において、安倍総理大臣は、難民への人道支援、自立支援（教育・職業訓練等）や受入国の支援のために、今後3年間で総額約28億ドル規模の支援を実施する旨表明し、日本はこれを着実に実施しているところです。

2017年9月には、エジプトで初めての「日アラブ政治対話」を実施し、河野外務大臣は、シリア、イラクおよび周辺国の人道危機に対し、避難民の帰還を促進し、地域のさらなる不安定化を防ぐ目的で、新たに約2,500万ドル規模の支援を発表しました。

こうした支援の一環として日本は、シリア・イラクの難民・国内避難民に対する保健、衛生、教育、食料分野などにおける支援や、シリア難民を受け入れている周辺国に対する支援を行っています。たとえば、日本はシリア難民の受入に伴い、財政負担が増加したヨルダンに対して、廃棄物処理および水分野におい



UNWOMENアズラック難民キャンプが運営するヨルダン東部の難民女性支援センターで、縫製作業に従事するシリア難民女性。(写真：Christopher Herwig/UN Women)



UNWOMENアズラック難民キャンプが運営するパソコン教室に参加するシリア難民の子どもたち。(写真：Christopher Herwig/UN Women)

て、日本で製造された医療機材等を調達するための資金を供与しました。

また、日本は2017年2月にミャンマー・ラカイン州北部の住民および避難民に対し、食料やシェルター等の人道支援を実施しました。その後、バングラデシュへ避難民が大量流入したことを受け、これら避難民の劣悪な人道状況を改善するための人道支援を複数回にわたり実施しました。バングラデシュへの避難民の流入の勢いは収束を見せず、11月初旬には60万人を超えました。これを受け、日本は避難民の劣悪な人道状況を改善すべく、同年11月に食料、物資運搬、道路補修等の分野に対するさらなる支援を決定しました。

このほか、2017年6月に開催されたウガンダ難民連帯サミットにおいて、日本はウガンダにおける難民および受入れコミュニティに対する支援を表明しました。

しかし、長期化および深刻化する人道危機に対処するに当たっては、前述のように、人道支援と開発協力を並行して実施する（「人道と開発の連携」）だけでは効果的に対応できません。紛争発生後の対応のみならず、紛争の発生・再発予防にも重点を置くことにより、紛争の根本原因への対処を抜本的に強化することが必要です。これを実現するため、日本は、「人道と開発と平和の連携」の考え方を重視していきます。具体的に、日本は、紛争による人道危機が発生している国・地域では、緊急に必要とされる「人道支援」と、中長期的な視点の下に自立を後押しする「開発協力」を連携させて実施します。そして、人道危機の収束後、日本は、「平和構築や紛争再発を予防する支援」や「貧困削減・経済開発支援」を継ぎ目なく展開します。この考え方にに基づき、日本はその強みを活かした取組を行っていきます。

● 社会的弱者の保護と参画

紛争・地雷等による障害者、孤児、寡婦、児童兵を含む元戦闘員、国内避難民等の社会的弱者は、紛争の影響を受けやすいにもかかわらず、紛争終了後の復興支援においては対応が遅れ、平和や復興の恩恵を受けにくい現実があります。

国内避難民の支援に関して、日本政府は日本の NGO であるチェルノブイリ連帯基金（JCF）と共に、イラク・クルド自治区エルビル県において、現地医師

● 社会・人的資本の復興

日本は、紛争当事国が復興または国づくりに至るまでの間に、新たな紛争を助長せず、また、新たな紛争の要因を取り除く観点から、社会資本の復興、経済活動に参加する人的資本の復興を支援しています。

社会資本の復興について日本は、とりわけ、①生活インフラの整備、②運輸交通・電力・通信網の整備、③保健医療システムの機能強化、④教育システムの機

● 治安・統治機能の回復

治安と統治機能の回復は、紛争の解決から復旧、復興または国づくりに至る切れ目のない支援を行う上でたいへん重要です。こうした観点から、日本は紛争当事国に平和が定着し、再び紛争状態に戻ることがないよう、元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰（DDR）への取組を支援しています。また、日本は国内の安定・治安の確保を図るとともに、行政体制の復旧、選挙制度改革等を通じた統治機能の回復への取組に対する支援や行政・司法・警察の機能を強化する取組を進めています。（選挙制度改革については、65 ページ（3）民主化支援を参照）

● 地雷・不発弾除去および小型武器対策

かつて紛争中であった地域には不発弾や対人地雷が未だに残るとともに、非合法的な小型武器が広く使われています。これらは一般市民に対しても無差別に被害を与え、復興と開発活動を妨げるだけでなく、新たな紛争の原因にもなります。不発弾・地雷の除去や小型武器の適切な管理、地雷被害者の能力強化など、国内を安定させ、治安を確保することに配慮した支援が重要です。

日本は、「対人地雷禁止条約」および「クラスター弾に関する条約」の締約国として、また、人道と開発

への投薬指導や医療機材の供与等を通じ、国内避難民の健康・保健サービスの向上を支援しました。

また、児童兵の社会復帰や紛争下で最も弱い立場にある児童の保護・エンパワメントのため、日本は国連児童基金（UNICEF）を通じた支援を行ってきており、たとえば中央アフリカにおいては UNICEF を通じて「武装グループからの子どもの解放及び社会統合支援」事業に拠出しています。

能強化、⑤食料の安定供給を図っています。人的資本の復興について日本は、中長期的な経済開発に向けた支援を可能な限り組み合わせつつ、経済環境整備を図るとともに、失業の増大等による社会不安を未然に防ぐことなどを念頭に、生計向上、雇用機会拡大を図っています。



ケニア国家警察への警察車両15台と二輪車2台の引渡し式の様子。
（写真：柴岡久美子／在ケニア日本大使館）



地雷汚染レベルが高いイラクの地雷対策組織に、日本が長年支援してきたカンボジア地雷対策センターの知見・技術を移転している。

と平和の連携の観点から、除去、被害者支援、リスク低減教育等にまたがる国際的な協力も着実に実行しています。

たとえば、(認定特定非営利活動法人) 日本地雷処理を支援する会 (JMAS) は、2014年から日本NGO連携無償資金協力を通じて、カンボジアにおける国立の地雷処理センター (CMAC) に地雷処理の教育課程を新設し、地雷処理教育の基盤づくりを行っています。さらに、この課程で教育を受けた職員は、カンボジアの国内および国外において地雷処理技術の普及に取り組んでいます。

また、アフガニスタンにおいては、(特定非営利活動法人) 難民を助ける会 (AAR Japan) が、地雷、不発弾等の危険性と適切な回避方法の普及を目的とした教育事業を実施しています。AAR Japanは2009年度から、日本NGO連携無償資金協力やジャパン・プラットフォーム (JPF)^{注20} 事業を通じて、アフガニスタン各地において、教材の開発や講習会等を通じた地雷回避教育を行っているほか、地域住民が自ら回避教育を行えるよう指導員の育成などを行っており、住民への啓発活動が進んできています。

ほかにも、地雷回避教育支援として日本は、国連児童基金 (UNICEF) 経由で2015年以降パレスチナ、イエメン、中央アフリカ、チャド、南スーダン、イラ

● 平和構築分野での人材育成

平和構築の現場で求められる活動やそれに従事する人材に求められる資質は、多様化し複雑になってきています。これらに対応するため、日本は2007年度から2014年度にかけて、現場で活躍できる日本やその他の地域の文民専門家を育成する「平和構築人材育成事業」を実施してきました。この事業は、平和構築の現場で必要とされる実践的な知識および技術を習得する国内研修、平和構築の現場にある国際機関の現地事務所で実際の業務に当たる海外実務研修、ならびに修了生がキャリアを築くための支援 (プライマリー・コース) を柱としてきました。2015年度以降は、「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」として、事業内容を拡大し、これまでのプライマリー・コースに加え、ミッドキャリア・コース、およびキャ

ク、ウクライナにおいて支援を実施しました。

また、不発弾の被害が特に大きいラオスに対して日本は、主に不発弾専門家の派遣、機材供与、南南協力が行われてきており、2014年から不発弾処理機関の能力向上支援のほか、2015年からは、特に不発弾の被害が大きい貧困地域であるセコン県、サラワン県およびチャンパサック県において^{かんぼく} 灌木除去の機械化および前進拠点の整備を行うとともに、不発弾除去後の土地の開発支援を行っています。

2017年には、イラク、南スーダンを含む中東およびアフリカ諸国に対して、日本は国連PKO局地地雷対策サービス部 (UNMAS) を通じた地雷・不発弾対策支援 (除去・危険回避教育等) を行っています。加えて、日本は日・UNDP パートナーシップ基金を通じ、これまでにガーナのコフィ・アナン国際平和維持訓練センターによるリベリア治安当局関係者を対象とした小型武器管理訓練プロジェクトを実施しています。

小型武器対策として日本は、開発支援を組み合わせた小型武器の回収、廃棄、適切な貯蔵管理などへの支援を行っています。また、日本は武器の輸出入管理や取締り能力の強化、治安の向上などを目指して関連する法制度の整備や、税関や警察など法執行機関の能力を向上する支援、元兵士や元少年兵の武装・動員解除・社会復帰事業支援等も実施しています。



人材育成事業「プライマリー・コース」の国内研修の様子。(写真提供：一般社団法人広島平和構築人材育成センター)

リア支援セミナーを実施しています。その修了生の多くが、南スーダン、ヨルダンやイスラエルなどの平和構築・開発の現場で現在も活躍しています。

注20 ジャパン・プラットフォーム (JPF) は、日本のNGOが紛争や自然災害に対し迅速かつ効果的に緊急人道支援を行うことを目的に、NGO、経済界、政府の三者で立ち上げた組織 (NPO法人)。2000年8月設立。

ア. ミンダナオ和平

40年間にわたってフィリピン南部のミンダナオ地域では紛争が続いていましたが、2014年には包括和平合意文書が署名されました。

この合意では、新自治政府（バンサモロ^{注21}）が発足するまでの移行プロセスとして、バンサモロ基本法の制定、住民投票、暫定統治機関の設置などが予定されています。これと同時に、MILF正規軍の武装解除と兵士たちの社会復帰、現地に数多く存在する私兵グループ等の解体、新たな警察組織の創設による治安の

回復、紛争のため立ち後れている社会経済開発の促進など、様々な「正常化」プロセスを円滑に実施することも課題となっています。

和平合意が着実に実施され、これらのハードルをクリアしていけるかどうか、ミンダナオ地域における真の和平達成の重要な鍵となります。そのためには、フィリピン政府とMILFのたゆまぬ努力に加え、日本を含む国際社会の支援が求められています。

< 日本の取組 >

日本は、国際監視団（IMT）の社会経済開発部門へJICAから開発専門家を派遣し、必要とされている支援が何かを調査し、小学校や井戸、診療所、職業訓練所などをつくるための支援に結びつけています。また、元紛争地域に対して草の根・人間の安全保障無償資金協力など開発協力プロジェクトを集中的に実施しています。これらは「日本バンサモロ復興開発イニシアティブ」（J-BIRD）と呼ばれる支援で、現地住民やフィリピン政府から高く評価されています。2011年には、日本の仲介により、アキノ大統領（当時）とムラドMILF議長との初のトップ会談が成田で実現し、ミンダナオ和平問題の解決に向けて信頼関係が築かれるきっかけになりました。

2014年にはJICAが「ミンダナオ和平構築セミナー」を広島市で開催し、アキノ大統領（当時）出席の下、ムラドMILF議長、デレス和平プロセス大統領顧問室（OPAPP）長官をはじめとする関係者が一堂

に会し、和平プロセス推進に向けた決意を表明しました。この際には、バンサモロ地域の経済的自立の確保により一層焦点を当てる「J-BIRD2」への移行を表明しました。2017年3月に、日本は無償資金協力によるバンサモロ地域への配電網整備用の機材供与や紛争の影響を受けたミンダナオの子どものための平和構築および教育支援を決定しました。さらに、2017年11月には、日本は、武力衝突により壊滅的となったミンダナオ島マラウィ市の復興のための機材供与を決定しました。日本は、引き続き、学校・診療所・井戸などの建設、移行プロセスにおける人材育成、持続的発展のための経済開発（農業、鉱工業、インフラ整備などを見据えた協力）などの分野を柱として、真の和平達成のため、支援を継続・強化していく考えです。

ほかにも、日本は日本NGO連携無償資金協力によって、日本のNGOによる平和構築活動事業を支援しています。

注21 「バンサモロ」とは、イスラム反政府派が自分たちを指す呼び方。

イ. アフガニスタンおよびパキスタン支援

アフガニスタンでは、タリバーン等の反政府武装勢力等が各地で攻撃を繰り返しており、厳しい治安状況が続いています。2017年5月31日には、首都カブールにおいて、320名以上の死傷者を出す大規模テロが発生しました。2014年に発足したガーニ大統領率いる国家統一政府は、国際社会の支援を得つつ、国家の自立と安定に向けた改革努力として、汚職対策やガバナンスの改革を進めており、2018年7月に下院議員選挙・郡評議会選挙、2019年に大統領選挙が予定されています。また、国家統一政府は、2017年6月、主要国・周辺国を一同に集め、「カブール・プロセス」会合を開催し、アフガニスタン政府とタリバーン等反

政府武装勢力との和解・平和の進展を目指し、地域の共通認識を形成するための議論を行いました。同年8月には、トランプ米大統領が、アフガニスタンに関する新たな戦略「対アフガニスタン・南アジア戦略」を発表し、米国のアフガニスタンに対する関与を引き続き表明しています。アフガニスタン、およびパキスタンを再びテロの温床としないため、日本をはじめとする国際社会は積極的に両国への支援を行っています。また、パキスタンの安定は、アフガニスタンをはじめとする周辺国のみならず、世界全体の平和と安定にとって重要です。日本は、同国に対し、テロ対策や民生分野で様々な支援を行っています。

< 日本の取組 >

●アフガニスタン

日本は、これまで一貫してアフガニスタンへの支援を実施しており、2001年以降の支援総額は約64億ドルに上ります（2017年10月初旬現在）。日本は、アフガニスタン支援における主要ドナーとして、同国政府および他のドナー国・機関との協調に努めてきました。

2012年、日本は、「アフガニスタンに関する東京会合」をアフガニスタンと共催し、約80の国および国際機関の代表が参加する中、成果文書として「東京宣言」を発表しました。この東京会合において、日本はアフガニスタンの持続可能な開発に向け、アフガニスタンおよび国際社会の相互責任を明確にするとともに、それを定期的に確認・検証する枠組みである「相互責任に関する東京フレームワーク（TMAF）」を構築しました。日本は、アフガニスタンに対し、「2012年よりおおむね5年間で開発分野および治安維持能力の向上に対し、最大約30億ドル規模の支援」を行うことを表明し、着実に実施しました。

2016年に開催された「アフガニスタンに関するブリュッセル会合」では、これまでの国際社会と同国政

●パキスタン

2001年の米国同時多発テロ後に、国際社会と協調してテロ対策を行うことをパキスタンが表明して以来、日本は同国に対して積極的な支援を行っています。また、日本はパキスタンにおける治安改善に貢献するため、アフガニスタンとの国境地域で教育、保



2017年1月、アフガニスタンの首都カブールを訪問した園浦健太郎外務副大臣（当時）は、モハンマド・アシュラフ・ガーニ大統領を表敬し、意見交換を行った。

府の相互のコミットメントを更新する重要な機会となり、日本は2017年から2020年末までの4年間に年間最大400億円の支援を表明するとともに、アフガニスタン側のさらなる改革努力を求めました。

アフガニスタンの自立と安定に向けた取組を支えるため、現在の日本の支援は、治安分野では警察の能力強化、開発分野では農業開発、人づくり、輸送インフラ整備に重点を置いています。

健、職業訓練等について協力をを行い、民生安定化を支援してきています。

このほか、テロ対策に資する機材等を購入するための資金として、日本は2017年2月に5億円の無償資金協力を実施しました。

ウ. 中東和平 (パレスチナ)

パレスチナ問題は半世紀以上も続くアラブとイスラエルの紛争の核心であり、中東和平の問題は日本を含む世界の安定と繁栄にも大きな影響を及ぼすものです。日本は、イスラエルと将来の独立したパレスチナ国家が平和かつ安全に共存する二国家解決を支持しています。

長年の占領により、パレスチナはイスラエル経済と国際社会の支援に頼らざるを得ない状況です。また移

動制限等のイスラエルによる占領政策や経済の停滞により失業率は高止まりしており、特に封鎖されたガザ地区では厳しい人道状況が継続しています。二国家解決の実現には、将来の独立したパレスチナが持続可能な国家となるよう人々の生活状況を改善しつつ、同時にパレスチナ経済を自立させることも重要な課題になっています。

< 日本の取組 >

日本は、パレスチナに対する支援を中東和平における貢献策の重要な柱の一つと位置付け、特に1993年のオスロ合意以降、パレスチナに対して総額約18億ドル以上の支援を実施しています。具体的には、日本は東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区の社会的弱者やガザ地区の紛争被災民等に対して、その厳しい生活状況を改善するために国際機関やNGO等を通じた様々な人道支援を行うとともに、民生の安定・向上、財政基盤の強化と行財政能力の強化、経済的自立のための支援のために、将来のパレスチナ国家建設に向けた準備とパレスチナ経済の自立化を目指した取組も行っています。

2006年以降は、日本独自の中長期的な取組として、日本は、イスラエル、パレスチナおよびヨルダンとの4者による域内協力により、ヨルダン渓谷の経済社会開発を進める「平和と繁栄の回廊」構想を提唱し、その旗艦事業であるジェリコ農産加工団地 (JAIP) 開発に取り組んでいます。



2017年4月、パレスチナのジェリコ農産加工団地 (JAIP) を視察する岸信夫外務副大臣 (当時)

さらに、2013年、日本は人材育成や民間経済の発展等に関するアジアの知見を活用し、パレスチナの経済自立を支援する「パレスチナ開発のための東アジア

パレスチナの地図



パレスチナ	
ガザ地区	西岸地区
●面積：365km ² (福岡市よりやや広い)	●面積：5,655km ² (三重県とほぼ同じ)
●人口：約194万人	●人口：約300万人

協力促進会合 (CEAPAD)」を立ち上げ、これまで人材育成のための三角協力^{注22}や貿易・投資拡大に向けた会合を実施しています。

2015年には、安倍総理大臣がパレスチナを訪問し、アッバース大統領と会談し、ガザ復興、経済・社会開発、財政、医療・保健分野等での支援を目的に、総額約1億ドルの支援を伝えました。

2016年には、アッバース大統領が訪日し、安倍総理大臣は、7,800万ドル以上の支援を伝え、アッバース大統領から多大な感謝の表明がありました。

また2017年9月に国連で開催されたパレスチナ支援のための閣僚級会合には河野外務大臣が出席し、パレスチナに対する約2,000万ドルの支援を表明するとともに、今後上述の「平和と繁栄の回廊」構想を拡大していく旨述べました。

注22 123ページの用語解説「南南協力」を参照。

エ. サヘル地域

「サヘル^{注23}諸国」に厳密な定義はありませんが、主に、モーリタニア、セネガル、マリ、ブルキナファソ、ニジェール、ナイジェリア、カメルーン、チャドの8か国を指します。

砂漠を含む広大な領土を持つサヘル地域は、干ばつ等の自然災害に加え、貧困、国家機能の脆弱^{せいじやく}さなどにより、政情不安の問題、テロや武器・不法薬物等の不

法取引、誘拐等組織犯罪の脅威が深刻になっています。サヘル地域諸国では、テロリスト等の出入りを防ぐための十分な国境管理を行うことが難しく、また、武器密輸の温床にもなっています。したがって、この地域全体の治安能力・ガバナンスの強化や、難民等の人道危機への対処および開発が、地域および国際社会の課題となっています。

< 日本の取組 >

日本は、2013年の在アルジェリア邦人に対するテロ事件^{注24}を受けて、岸田外務大臣（当時）が外交の3本柱^{注25}を発表しました。さらに、2015年には、シリアにおける邦人殺害テロ事件を受けた今後の日本外交として、日本は新たな3本柱^{注26}を打ち出し、サヘル地域の平和と安定に向けた取組を加速させています。

日本は2008年以降、マリ^{注27}の平和維持学校に対して累計4億500万ドルの支援を行っており、また2017年には国立警察学校の改修等の支援を実施しました。これに加え、日本は治安・司法当局に対する機材の供与も実施しています。

また、サヘル地域の平和と安定に貢献する支援として、日本は国境管理を通じたサヘル地域の安定と人間の安全保障計画や若年層の過激派対策支援および市民権啓発活動計画等を実施しています。

これらの支援を通じて、国境管理能力が強化され、

若者の暴力的過激主義への傾倒を防ぐことが期待されるとともに、サヘル各国における治安状況の改善、テロなどの潜在的脅威の低減、ひいては地域全体の対処能力の向上が期待されます。

法務省では、UNAFEIを通じて、「第4回仏語圏アフリカ刑事司法研修」として、仏語圏アフリカ諸国の刑事司法実務家を対象に、捜査・訴追・公判能力の向上、コンピュータ・ネットワークを使用した犯罪への対策をテーマとした研修を実施しました。この研修は、仏語圏アフリカ諸国における刑事司法を充実・発展させることで、これら地域において世界的な課題ともなっている治安の悪化や深刻な汚職問題の解決に寄与するものです。

日本は、サヘル諸国の平和と安定のため、サヘル諸国および国際機関、そしてほかの支援機関と一層密接な連携を図り、支援を着実に実施していきます。

オ. 南スーダン

南スーダンでは、2016年に、首都ジュバにおいてキール大統領派とマシャール第一副大統領派との間で衝突が発生し、同地の治安が急速に悪化したため、JICA関係者を含む邦人が退避しました。その後、

ジュバは比較的落ち着いているものの、地方では政府軍と反主流派の衝突や武装強盗の活動など、現在も不安定な情勢が続いており、南スーダンは依然として多くの困難を抱えています。

< 日本の取組 >

日本の対アフリカ外交にとって、平和構築は重要課題の一つです。中でも、南北スーダンの安定はアフリカ全体の安定に直結することから、アフリカにおいて重点的に平和の定着支援に取り組まねばならないうち

の一つです。このような認識の下、日本は、2005年以降スーダンおよび南スーダン両国に対し15億ドル以上の支援を実施しています。

南スーダンに対して、日本は平和の定着に関する支

注23 「サヘル (Sahel)」とはサハラ砂漠南縁部に広がる半乾燥地域。主に西アフリカについて用いられるが、場合によりスーダンやアフリカの角の諸地域を含めることもある。語源はアラビア語の「岸辺」という意味。サヘル諸国のことをサハラ南縁諸国ともいう。

注24 武装集団が、アルジェリア東部のティガントゥリン地区にある天然ガス関連施設を襲撃し、作業員などを人質にして立て籠もった。アルジェリア軍部隊が1月19日までに制圧したが、邦人10人を含む40人が死亡した事件。

注25 ①国際テロ対策の強化、②サハラ砂漠の南のサヘル・北アフリカ・中東地域の安定化支援、③イスラム・アラブ諸国との対話の推進の3本柱。

注26 ①テロ対策の強化、②中東の安定と繁栄に向けた外交の強化、③過激主義を生み出さない社会の構築支援の3本柱。

援を行うとともに、平和の定着を同国の国民が実感し、再び内戦に逆戻りすることがないように基礎生活分野^{注27}等に対する支援を行っています。また、日本はインフラ整備やガバナンス（統治）分野を重視した支援も実施しています。

2017年3月、日本は、今後の対南スーダン支援について、東アフリカの地域機構（IGAD）を通じた衝突解決合意の監視活動への支援など、政治プロセスの進展への支援、宗教団体や青年団体など南スーダン国内の各種団体が対話に参加できるようにするための支

(2) 自然災害時の緊急人道支援

日本は、海外で大規模な災害が発生した場合、被災国政府、または国際機関の要請に応じ、直ちに緊急援助を行える体制を整えています。日本の人的援助としては、国際緊急援助隊の①救助チーム（被災者の捜索・救助活動を行う）、②医療チーム（医療活動を行う）、③感染症対策チーム（感染症対策を行う）、④専門家チーム（災害の応急対策と復旧活動について専門的な助言・指導などを行う）、⑤自衛隊部隊（大規模災害など、特に必要があると認められる場合に、医療活動や援助関連の物資や人員の輸送を行う）の5つがあり、個別に、または組み合わせて派遣します。

また、物的援助としては、緊急援助物資の供与があります。日本は海外4か所の倉庫に、被災者の当面の生活に必要なテント、毛布などを備蓄しており、災害が発生したときには速やかに被災国に物資を供与できる体制にあります。日本は、2017年には、スリランカ、シエラレオネ、キューバ、ベトナムなどに対して緊急援助物資の供与を行いました。

さらに、日本は、海外における自然災害や紛争の被災者や避難民を救援することを目的として、被災国の政府や被災地で緊急援助を行う国際機関等に対し、援助活動のための緊急無償資金協力を行っています。その国際機

● 国際機関等との連携

日本は、2006年に設立された「世界銀行防災グローバル・ファシリティ」への協力を行っています。このファシリティ（基金）は、災害に対して脆弱な低・中所得国を対象に、災害予防の計画策定のための能力向上および災害復興の支援を目的としています。

援等の国民対話支援、公務員の財政管理能力の構築支援、警察能力の強化支援などの人材育成、食糧援助を含む人道支援といった支援を継続・強化していくことで、新たな段階を迎えつつある南スーダンの国づくりにおいて、積極的に貢献していくことを表明しました。2017年5月、5年以上にわたって国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に派遣されていた自衛隊の施設部隊が活動を終了しましたが、司令部要員の派遣を継続することで日本のUNMISSの活動への貢献は引き続き行われています。



2016年12月、インドネシア・アチェ州の地震被害に対し、日本の緊急援助物資が届けられた。（写真：アフマド・アリスカ）

関が実際に緊急援助活動を実施する際のパートナーとして、日本のNGOが活躍することも少なくありません。

また、日本のNGOがODA資金を活用して、政府の援助がなかなか届かない地域で、そのニーズに対応した様々な被災者支援を実施しています。NGO、経済界、政府による協力・連携の下、緊急人道支援活動を行う組織「ジャパン・プラットフォーム（JPF）」（148ページ「ウ. NGOが行う事業への資金協力」を参照）は自然災害や紛争によって発生した被災者および難民・国内避難民支援のために出動し、JPF加盟のNGO団体が支援活動を実施しています。

また、日本はASEAN^{アセアン}防災人道支援調整センター（AHA^{アハ}センター）に対して、情報通信システムの支援や人材の派遣等を行うとともに、緊急備蓄物資の提供と物資の管理・輸送体制の構築支援を行っています。

注27 基礎生活分野：衣食住や教育など人間としての基本的な生活を営む上で最低限必要なもの。

(3) 安定・安全のための支援

グローバル化やハイテク機器の進歩と普及、人々の移動の拡大などに伴い、国際的な組織犯罪やテロ行為は、国際社会全体を脅かすものとなっています。薬物や銃器の不正な取引、人身取引*、サイバー犯罪、資金洗浄（マネーロンダリング）*などの国際的な組織犯罪は、近年、その手口が一層多様化して、巧妙に行われています。ISIL等の影響を受けた各地の関連組織等が中東やアフリカのみならず、アジア地域にまでその活動を拡大しているほか、暴力的過激主義の思想に感化された個人によるテロや外国人テロ戦闘員の問題

も深刻な脅威をもたらしています。また、アフリカ東部のソマリア沖・アデン湾や西部のギニア湾および東南アジアにおける海賊・海上武装強盗問題も依然として懸念されます。

国境を越える国際組織犯罪、テロ行為や海賊行為に効果的に対処するには、1か国のみの努力では限りがあります。そのため各国による対策強化に加え、開発途上国の司法・法執行分野における対処能力向上支援などを通じて、国際社会全体で法の抜け穴をなくす努力が必要です。

< 日本の取組 >

● 治安維持能力強化

日本は、国内治安維持の要となる警察機関の能力向上について、制度づくりや行政能力向上への支援など人材の育成に重点を置きながら、日本の警察による国際協力の実績と経験を踏まえた知識・技術の移転と、施設の整備や機材の供与を組み合わせた支援をしています。

日本は、治安情勢が引き続き予断を許さない状況のアフガニスタンに対し、2017年は女性を含む警察官支援などの技術協力を行っています。日本は2001年以降2017年10月末までに同国における治安維持能

力の向上を目的として約19.80億ドル（約1,960億円）の支援を行いました。日本を含む国際社会の支援もあって、アフガニスタンの国家警察官（ANP：Afghan National Police）の数は、2008年の7.2万人から2016年には15.7万人と倍増しました。

警察庁では、インドネシアなどのアジア諸国を中心に専門家の派遣や研修員の受入れを行い、民主的に管理された警察として国民に信頼されている日本の警察の在り方を伝えています。

● テロ対策

2017年も、英国・ロンドンにおけるテロ事件（3月、6月）、同国マンチェスターにおけるテロ事件（5月）、スペイン・バルセロナにおけるテロ事件（8月）など、世界各地でテロが頻発しています。

テロおよび暴力的過激主義の脅威が、中東・アフリカのみならずアジアにも拡大している現在、G7伊勢志摩サミットで策定した「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」の確実な実施が求められています。国際社会は、テロリストにテロの手段や逃避地を与えないようにしなければなりません。日本は、テロ対処能力が必ずしも十分でない開発途上国に対し、テロ対策能力向上のための支援をしています。

G7伊勢志摩サミットにおいて、日本は、「中庸が最善」という考えの下、暴力的過激主義の拡大を阻止し、「寛容で安定した社会」を中東地域に構築するため、2016年から2018年の3年間で約2万人の人材育成を含む総額約60億ドルの包括的支援の実施を表

明しました。これに基づいて、日本はこれまでに、食料支援、教育、電力センターおよび上下水道分野に対する支援、経済社会開発支援等の支援を着実に実施しています。

また、2016年、日本が議長国を務めた国連安全保障理事会公開討論の場において、岸田外務大臣（当時）は、アフリカの平和と安全への日本の強いコミットメントを強調するとともに、アフリカのテロ対策のため、2016年から2018年までに3万人の人材育成を含む1.2億ドル（約140億円）の支援実施を表明しました。

さらに、2016年、ケニアの首都ナイロビで開催されたTICAD VIの機会には、安倍総理大臣は、ナイロビ宣言の三つの優先分野の一つである「優先分野3：繁栄の共有のための社会安定化の促進」に向けて、アフリカの若者への教育・職業訓練等をはじめとする平和と安定の実現に向けた基礎づくりに貢献する取組を

実施していくことを表明しました。

2016年の日ASEAN首脳会議においては、日本はアジア地域に対し、総合的なテロ対策支援として、①テロ対処能力向上支援、②テロの根本原因である暴力的過激主義対策、および③穏健な社会構築を下支えする社会経済開発支援の分野で、今後3年間で450億円の規模で実施するとともに、今後3年間で2,000人のテロ対策人材を育成することを発表しました。

● 国際組織犯罪対策

グローバル化の進展に伴い、国境を越えて大規模かつ組織的に行われる国際組織犯罪の脅威が深刻化しています。国際組織犯罪は、社会の繁栄と安寧あんねいの基盤である市民社会の安全、法の支配、市場経済を破壊するものであり、国際社会が一致して対処すべき

■ 薬物取引対策

日本は国連の麻薬委員会などの国際会議に積極的に参加するとともに、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）に拠出し、薬物対策を支援しています。日本は、薬物問題がとりわけ深刻であるアフガニスタンおよび周辺地域での取締能力強化支援や、北アフリカや中央アジアにおいて、国境管理支援を行い、薬物の不正取引の

■ 人身取引対策

日本は2014年人身取引*対策行動計画2014に基づき、重大な人権侵害であり、極めて悪質な犯罪である人身取引の根絶のため、様々な支援を行っています。

日本で保護された外国人人身取引被害者に対して、日本は国際移住機関（IOM）への拠出を通じて、母国への安全な帰国支援、および帰国後再度被害に遭うことを防ぐための自立支援として、教育支援、職業訓

日本は、各国政府や国際機関とも連携し、「テロに屈しない強靱なアジア」の実現に向け、世界トップレベルの日本製機材である生体認証（顔認証、指紋認証等）システムや爆発物・麻薬検知機材を導入するなど、日本の技術を活用した支援を着実に実施しています。2017年3月末までに、日本は355億円以上の支援と670人以上の人材育成を実施しています。

問題です。このような国際組織犯罪に対処するために、日本は2017年7月、テロを含む国際的な組織犯罪を防止するための法的枠組みである国際組織犯罪防止条約（UNTOC）を締結したほか、主に次のような国際貢献を行っています。

防止に取り組んでいます。

そのほか、警察庁では、アジア・太平洋地域を中心とする諸国から薬物捜査担当幹部しやうへいを招聘して、各国の薬物情勢、薬物事犯の捜査手法および国際協力に関する討議を行い、関係諸国の薬物取締りに関する国際的なネットワークの構築・強化を図っています。

練等を実施しています。また、UNODCの法執行機関能力強化プロジェクトへの拠出や、人の密輸・人身取引および国境を越える犯罪に関するアジア・太平洋地域の枠組みである「バリ・プロセス」にも日本は積極的に参加しています。さらに、2017年7月に、日本は、人身取引に関する包括的な国際約束である人身取引議定書の締約国となりました。

用語解説

* 人身取引

人を強制的に労働させたり、売春させたりすることなどの搾取の目的で、獲得し、輸送し、引き渡し、そうとく蔵匿し、または収受する行為。

■資金洗浄対策等

国際組織犯罪による犯罪収益は、さらなる組織犯罪やテロ活動の資金として流用されるリスクが高く、こうした不正資金の流れを絶つことも国際社会の重要な課題となっています。そのため日本としても、1989年のアルシュ・サミット経済宣言に基づき設置された「金融活動作業部会（FATF）」等の政府間枠組みを通

じて、国際的な資金洗浄（マネーロンダリング）*対策、およびテロ資金供与対策に係る議論に積極的に参加しています。

また、日本はUNODCを通じて、イランや東南アジア地域等におけるテロ資金対策に取り組んでいます。

用語解説

*資金洗浄（マネーロンダリング）

犯罪行為によって得た資金をあたかも合法的な資産であるかのように装ったり、資金を隠したりすること。
例) 麻薬の密売人が麻薬密売代金を偽名で開設した銀行口座に隠す行為。

●海洋、宇宙空間、サイバー空間などの課題に関する能力強化

■海洋

日本は、海洋国家としてエネルギー資源や食料の多くを海上輸送に依存しています。海上の安全の確保は、日本にとって国家の存立・繁栄に直接結びつく課題であり、地域の経済発展を図る上でも極めて重要なものです。しかし、日本が原油の約8割を輸入している中東から日本までのシーレーンや、ソマリア沖・アデン湾、スルー・セレベス海などの国際的にも重要なシーレーンにおいて、海賊の脅威が存在します。

そのため、日本は、アジアの海賊・海上武装強盗対策における地域協力の促進のため、アジア海賊対策協定（ReCAAP）の策定を主導しました。各締約国は、同協定に基づきシンガポールに設置された情報共有センター（ReCAAP-ISC）を通じ、海賊・海上武装強盗に関する情報共有および協力を実施しており、日本は、事務局長および事務局長補の派遣や財政支援によりReCAAP-ISCの活動を支援しています。また、2017年9月30日から10月7日に、ASEAN50周年を機会として、日本はASEAN10か国の海上法執行機関職員等を対象とした海賊対策に係る海上法執行能力向上研修を、関係省庁と協力して実施しました。

さらに、海における「法の支配」の確立・促進のため、日本はODA等のツールを活用して、巡視船の供与、技術協力、人材育成等を通じ、ASEAN諸国の海上保安機関等の法執行能力の向上を途切れなく支援し、被援助国の海洋状況把握能力向上といった国際協力も推進しています。具体的には、日本はベトナムに

対して中古船舶7隻の供与を2017年2月までに完了し、新造巡視船の供与に向けた準備を進めています。フィリピンに対しては2013年度に円借款による資金協力を決定した新造巡視艇10隻の供与のうち、8隻目までがそれぞれ現地に到着し、活動を始めています。また、日本は2017年1月には無償資金協力により小型高速艇を供与することを決定しました。さらには、2017年11月の日フィリピン首脳会談において、日本は無償資金協力により沿岸監視レーダー機材供与を表明するなど、船舶の供与のみならず、これら2か国へは関連する海上保安関連機材の供与を実施中であるほか、インドネシア、マレーシアなども含めたシーレーン沿岸国への研修・専門家派遣等を通じた人材育成も進めています。

また、シーレーン上で発生する船舶からの油流出事故などは、航行する船舶の安全に影響を及ぼすおそれがあるだけでなく、海岸汚染により沿岸国の漁業や観光産業に致命的なダメージを与えるおそれもあり、こうした事態に対応する能力強化も重要です。このため、日本は、中東地域と日本を結ぶシーレーン上に位置するスリランカに対し、2015年から2017年にかけて、海上に排出された油の防除能力強化を支援する専門家（海上防災対策および海洋環境保護能力強化アドバイザー）の派遣を実施しています。

国際水路機関（IHO）では、日本財団の助成を受け、各国の海図専門家を育成するための15週間の研

修プロジェクトを2009年度から毎年、英国海洋情報部において実施しており、プロジェクトの開始以来36か国から58名の修了生を輩出しています。日本の海上保安庁海洋情報部はこのプロジェクトの運営に参画しています（2017年12月末時点）。

このIHOとユネスコ政府間海洋学委員会では、全世界を均質にカバーする海底地形図である大洋水深総図（GEBCO：General

Bathymetric Chart of Oceans）の作成を共同で行っており、1903年の第1版以来、日本の海上保安庁海洋情報部も含め世界の専門家の協力により改訂が重ねられています。また、日本財団の助成を受け、GEBCOの事業に貢献できる若手研究者の育成を目的に、2004年から毎年、約1年間の研修が米国ニューハンプシャー大学において実施されています。同研修ではこれまで35か国から78名の修了生を輩出しました（2017年11月時点）。

アフリカ東部のソマリア沖・アデン湾では、海賊事案の発生件数は現在は低い水準で推移しています。しかし、海賊による脅威は引き続き存在しており、日本は、2009年から海賊対処行動を実施しています。また、日本はソマリアとその周辺国の海上保安能力を強化するための地域枠組みであるジブチ行動指針の実施のために国際海事機関（IMO）が設立したジブチ行動指針信託基金に1,460万ドルを拠出し、この基金

■ 宇宙空間

日本は、宇宙技術を活用した開発協力・能力構築支援の実施により、気候変動、防災、海洋・漁業資源管理、森林保全、資源・エネルギーなどの地球規模課題への取組に貢献しています。たとえばインドネシアについて、日本は、2017年3月に宇宙協力および衛星



民間船舶を護衛する護衛艦「てるづき」。(写真提供：防衛省)

により、海賊対策のための情報共有センターの整備・運営支援、ジブチ地域の訓練センターの設立のほか、ソマリア周辺国の海上保安能力を向上させるための訓練プログラムが実施されています。

このほか、日本はソマリアおよびその周辺国における、海賊容疑者の訴追とその取締り能力向上支援のための国際信託基金^{注28}に対し累計450万ドルを拠出し、海賊の訴追・取締強化・再発防止に努める国際社会を支援しています。ほかにも海上保安庁の協力の下で、ソマリア周辺国の海上保安機関職員を招き、「海上犯罪取締り研修」を実施しています。さらに、日本はソマリア海賊問題の根本的解決にソマリアの復興と安定が不可欠との認識の下、2007年以降、ソマリア国内の基礎サービス改善、治安回復、経済活性化、緊急人道支援等のために約4億4,700万ドルの支援も実施しています。

データを活用した海洋協力の協力に関する文書にそれぞれ署名し、2017年11月から具体的な事業化に向けた調査を開始しました。また、タイについて、日本は、衛星測位技術を活用した電子基準点網の整備協力に関する文書に署名するとともに、タイで建機・農機

注28 2012年12月より国連薬物・犯罪事務所（UNODC）から引き継いで、国連開発計画マルチパートナー信託基金事務所（UNDP-MPTF）が資金管理を行っている。

の自動運転等の衛星測位サービスの実証試験を行いました。

また、日本は、宇宙開発利用に取り組む新興国・開発途上国に対する人材育成を積極的に支援してきました。特に、日本による国際宇宙ステーション「きぼう」実験棟を活用した実験環境の提供や小型衛星の放出は高く評価されており、2017年度はモンゴル、バングラデシュ、ガーナ、ナイジェリアの各国の学生が九州工業大学のプログラムの下で開発した超小型衛星

■サイバー空間

自由、公正かつ安全なサイバー空間は、地球規模でのコミュニケーションを可能とするグローバルな共通空間であり、国際社会の平和と安定の基礎となっていますが、近年、サイバー空間がもたらす利益を損なう活動も増加してきています。国境を越えるサイバー空間の脅威には、世界各国の多様な主体が連携して対処していく必要があり、一部の国や地域において脅威に対処する能力が不十分であることは、日本を含む世界全体にとってのリスクとなります。また、日本国民の海外への渡航や日本企業の海外への進出が増加を続けていますが、その活動は、情報化の進展に伴い、渡航先国・進出先国の管理・運営する社会インフラおよびサイバー空間に依存しています。こうしたことから、世界各国におけるサイバー空間の安全確保のための協力を強化し、開発途上国に対する能力の構築のための支援を行うことは、その国への貢献となるのみならず、日本と世界全体にとっても利益となります。

総務省では、サイバー攻撃に関する情報を収集・分析の上、情報共有を行い、サイバー攻撃発生の予兆を検知し、即応を可能とする技術を確立するためのプロジェクト「PRACTICE」や国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）による、マルウェア感染をリアルタイムに警告するシステム「DAEDALUS」を通じて、サイバー攻撃に関するデータ交換等を行うことで、サ

を同実験棟から軌道に放出したほか、トルコの国産衛星開発のための材料サンプルの曝露実験を開始しました。

日本は、2016年12月、宇宙分野における開発途上国に対する能力構築支援をオールジャパンで戦略的・効果的に行うため、関係省庁が支援の基本方針を策定し、宇宙開発戦略本部に報告しました。今後、日本は同方針に沿って積極的に支援を行っていきます。



2017年11月、インドのニューデリーにおいて行われた「サイバー空間に関するニューデリー会議」でスピーチを行う堀井学外務大臣政務官。

イバーセキュリティ分野におけるASEAN諸国との連携を推進しています。

また、インドネシアに対しては、2014年から2017年にかけてJICAの技術協力プロジェクトを実施しており、専門家派遣や研修の実施、ソフトウェア等の導入を通じ、インドネシアの情報セキュリティ能力の向上のための支援を行っています。警察庁では、2017年10月に、ベトナム公安省のサイバーセキュリティ対策担当幹部を招聘して、サイバーセキュリティ能力向上のための研修を実施しています。